

3 紹介受診重点医療機関の指定について

<紹介受診重点医療機関とは？>

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関。
- 「かかりつけ医」と「紹介受診重点医療機関」との役割分担を行うことで、外来患者の待ち時間の短縮、患者のスムーズな検査・治療、勤務医の外来負担の軽減等が期待される。

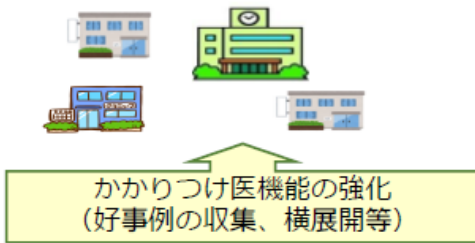


(出典) 厚生労働省「紹介受診重点医療機関啓発リーフレット」より抜粋。

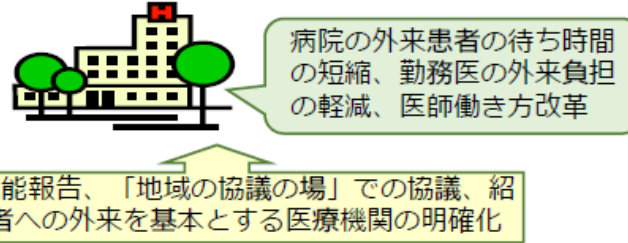
<対応状況>

- 国の外来機能報告（速報版）に基づき、**基準の合致状況等を踏まえた指定の意向を再度医療機関に確認済み。**
- 上記確認結果を踏まえ精査した報告データをもとに、**地域医療構想調整会議で協議。**協議がまとまらない場合、必要に応じて複数回議論を行う。（参考資料2のとおり）
- 協議の結果、**意向と相違なしの場合に、県がホームページに速やかに公表**を行う。

かかりつけ医機能を担う医療機関



紹介受診重点医療機関



<外来機能報告（速報版）の概要>
「指定の意向あり」で回答している医療機関数（圏域別）

- 盛岡 : 4 医療機関
- 岩手中部 : 2 医療機関
- 胆江 : 1 医療機関
- 両磐 : 1 医療機関
- 宮古 : 1 医療機関

(注1)
地域支援病院、特定機能病院の約8割程度が、紹介受診重点医療機関の基準に該当（本県の該当病院は、全て基準を満たしている状況）

(注2)
気仙、釜石、久慈、二戸圏域は基準を満たし、指定の意向を示している医療機関がないところ

<「医療資源を重点的に活用する外来」>

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）